

鳥取県公報

◇公告 目次
災害救助法の適用

公 告

昭和三十六年九月十六日の十八号台風に関し、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二条の規定に基づき、八束町に災害救助法を適用した。

昭和三十六年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年九月十六日の十八号台風に関し、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二条の規定に基づき、智頭町に災害救助法を適用した。

36

昭和

三十六年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗